

森林整備事業指名業者選定要綱

(平成13年3月2日 県有4第2-15号)

(平成20年9月5日 県有 第736号)

(平成25年3月27日 県有 第1842号)

(令和2年3月24日 県有 第1835号)

最終改正(令和7年12月10日 県有 第1917号)

第1 目的

この要綱は、山梨県が発注する森林整備事業（造林事業、治山事業の森林整備、素材生産事業、松くい虫防除事業及びこれに附帯する測量調査等をいう。）に係る指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者の選定について必要な事項を定めるものとする。

第2 競争入札参加者の選定

競争入札に参加する者は、「物品等競争入札に参加する者の資格事務取扱要領」第3の2に規定する物品等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者のうち第3の（3）による名簿に登録された者の中から選定するものとする。

第3 調書の提出

- (1) 資格者名簿に登録された者のうち森林整備事業の競争入札に参加を希望する者は、指名を受けようとする年度の前年度2月末日までに雇用管理等状況調書(別紙様式)（以下「調書」という。）を本社所在市町村を管轄区域とする林務環境事務所長に提出するものとする。
- (2) 林務環境事務所長は、指名を受けようとする年度の前年度3月15日までに(1)で提出された調書の写しを森林環境部長に送付するものとする。
- (3) 森林環境部長は、(2)で送付された調書の写しを基に、調書を提出した者の名簿を作成し、これを林務環境事務所長に通知するものとする。
- (4) 資格者名簿に登録された者で、森林整備事業の競争入札に参加を希望する者は、(1)の期日以降においても調書を林務環境事務所長に提出することができる。この場合において、(2)及び(3)を準用するものとし、(3)による名簿への登載日は、森林環境部長から林務環境事務所長へ通知した日とする。

第4 指名業者選定会議

競争入札に参加する者を選定するため、林務環境事務所に「森林整備事業指名業者選定会議」を置く。

第5 指名基準

契約担当者は、競争入札に参加する者を指名しようとするときは、第3により提出された調書を基に次の事項を併せて考慮し選定するものとする。ただし、調書提出日以降における状況等に係る事項については、必要があると認めるときは、調書提出日以前の状況も勘案し、当該状況等を判断できるものとする。

(1) 調書提出日以降における不誠実な行為の有無

次の事項に該当する場合は指名しないものとする。

- a 「山梨県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領」(以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中であること。
- b 県発注の森林整備事業の請負契約について、請負契約に基づく事業関係者に関する措置請求に請負者が従わないこと等、請負契約の履行が不誠実であること。
- c 警察当局から知事に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合など明らかに請負者として不適当であると認められること。

(2) 調書提出日以降における経営状況

銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される場合は指名しないものとする。

(3) 地理的条件

当該地域（発注する事業の周辺地域）での事業実績からみて、当該地域における事業の施工特性に精通し、作業種及び事業規模等に応じて当該事業を確実かつ円滑に実施できるかどうかを総合的に勘案する。

(4) 手持ち事業・技術者の状況

手持ち事業の件数、事業現場の従業員及び技術者の状況からみて、当該事業を施工する能力があるかどうかを総合的に勘案する。

(5) 事業等の経歴

過去2カ年度の事業実績及び調書提出日までの請負経歴からみて、当該事業を施工する能力があるかどうかを勘案する。

(6) 調書提出日以降における安全管理の状況

- a 安全管理の改善に関し、労働基準監督署等から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。
- b 安全管理の状況が優良であるかどうかを総合的に勘案する。
- c 過去2年間に死亡者の発生及び休業4日以上の負傷者がないことや振動障害予防対策に係る特殊健康診断を受診していること等、安全管理成績が特に優良である場合は十分尊重する。

(7) 調書提出日以降における労働福祉の状況

- a 賃金不払いに関する労働基準監督署等からの通報があり、当該状態が継続している場合であって、明らかに請負者として不適当であると認められるときは指名しないものとする。
- b 労働保険、社会保険及び林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度等退職金支給制度の加入状況について総合的に勘案する。

c 従業員の雇用・労働条件等の改善に積極的に取り組み、「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年5月24日法律第46号)第5条第3項の規定により知事の認定を受けていること等、労働福祉の状況が特に優良である場合は十分尊重する。

(8) 事業協同組合を指名する場合、当該組合の構成員である組合員を指名しないものとする。

(9) 電子入札による場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得し、山梨県へ登録手続が完了していること。

第6 指名選定業者数

競争入札の方法による事業等の指名選定業者数については、山梨県財務規則第135条を適用する。

第7 指名の停止

指名の停止については、「指名停止要領」により行うものとする。

第8 入札結果等の公表

入札結果等の公表については、「森林整備業務における入札及び契約に係る情報の公表要領」によるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。（制定）

この要綱は、平成20年10月1日から適用する。（一部改正）

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。（一部改正）

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。（一部改正）

この要綱は、令和7年12月10日から適用する。（一部改正）

林務環境事務所長 殿

住所

氏名

印

雇用管理等状況調書

この調書の提出にあたっては、調査項目の内容を証する書類の写しを添付するものとする。ただし、林務環境事務所長が必要としない場合は、これを省略することができるものとする。

1 事業体の商号等

登録番号	――――――――		
商号又は名称			
住所			
代表者	役職名		氏名
電話番号	()	FAX番号	()
営業年数	自 年 月 至 年 月	県との取引年数	年 月
営業内容	1 造林業 2 素材生産業 3 測量調査等	資本金(出資金)	円

(注) 1 登録番号は、山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録番号を記載する。

(注) 2 営業内容は、該当する番号を○で囲む。

2 現場従業員の状況

前々年度現場従業員数				前年度現場従業員数			
常用(A)	常用(B)	臨時	合計	常用(A)	常用(B)	臨時	合計

(注) 1 年度は、指名を受けようとする年度を基準（当年度）とした年度とする。

- 2 常用(A)は、森林整備事業の実務経験が5年以上の通年雇用者とする。
- 3 常用(B)は、上記以外の通年雇用者とする。
- 4 臨時は、日々雇い入れられる者等通年雇用者以外の者とする。
- 5 従業員名簿(別表1)を添付すること。

3 林業技術者の状況

林業技能作業士等、森林整備業務に関する資格を有する者を記載する。

資格名	人 数	資格名	人 数
林業技能作業士		林業架線作業主任者	
フォレストワーカー		建設系掘削機械（3t以上）	
簡易作業路作設士		土木施工管理技士（1級）	
山梨県森林作業道作設士		土木施工管理技士（2級）	
技術士（森林・林業・林産）		はい積技能講習修了者	
技術士補（森林・林業・林産）		測量士	
技術士（総合技術監理（森林・林業・林産））		測量士補	
林業技士（林業経営）			
林業技士（森林評価）			

(注) 上記以外の資格を有している場合は、当該資格名を記載する。

4 事業実績の状況

過去2カ年度の森林整備事業実績表(別表2)を添付すること。

5 労務管理等の状況

該当する記号を○で囲み、かつ必要事項を記載する。

(1) 就業規則及び労働時間等

① 就業規則の制定状況

・労働基準監督署への届出義務がある事業体

ア 就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ている。

イ 就業規則を作成しているが、労働基準監督署に届け出ていない。

ウ 就業規則を作成していない。

・労働基準監督署への届出義務がない事業体

ア 就業規則を作成している。

イ 就業規則を作成していない。

② 労働時間

ア 規定あり。

1日の労働時間	時間	1週間の労働時間	時間
---------	----	----------	----

イ 規定なし。

③ 休日

ア 規定あり。

1週間に	日	又は	4週間を通じて	日以上
------	---	----	---------	-----

イ 規定なし。

④ 有給休暇

ア 規定あり。

6月以上継続勤務している者に付与している日数	日
------------------------	---

イ 規定なし。

⑤ 賃金の支払方法

ア 日給制

イ 月給制

ウ 日給制と月給制の併用

エ 出来高制

オ 日給制と出来高制の併用

カ その他（支払方法を記載する）

--

(2) 労働災害の防止

過去2年間に労災の適用を受けた死亡者及び休業4日以上の負傷者を記載する。

氏名	負傷(死亡)年月日	負傷(死亡)原因	休業日数

(3) 定期健康診断等の実施

過去2年間の振動障害予防対策に係る特殊健康診断等の実施状況を記載する。

	種類	受診者数
前々年度	定期健康診断	
	白ろう病検診	
前年度	定期健康診断	
	白ろう病検診	

(4) 知事の認定等

① 認定事業体

「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、雇用管理の改善と事業の合理化についての計画を策定し、知事の認定を受けている事業体については、当該認定年月日を記載する。

認定番号	
認定年月日	

② 意欲と能力のある林業経営体及び育成経営体

「森林経営管理法」に基づき、意欲と能力のある林業経営体又は育成経営体への登録を申請し、知事の認定を受けている事業体については、当該認定年月日を記載する。

意欲と能力のある林業経営体	登録番号	
	認定年月日	
育成経営体	登録番号	
	認定年月日	

③ 男性の育児休業取得促進に取り組む事業者

「やまなし共育未来宣言」実施要綱に基づき、やまなし共育未来宣言に参加する事業体については、やまなし共育未来宣言参加事業者証明書の証明年月日を記載する。

やまなし共育未来宣言 参加事業者	証明年月日	
---------------------	-------	--

6 社会保険等の加入状況

前年度の雇用者に係る加入実績について記載する。

労 災 保 険	雇 用 保 険	健 康 保 険	厚 生 年 金 保 険	退 職 金 共 濟
人	人	人	人	人

(注) 1 労災保険には、特別加入者を含む。

- 2 雇用保険には、短期雇用特例、日雇労働者雇用保険を含む。
- 3 健康保険には、日雇健康保険を含む。
- 4 厚生年金保険には、農林年金を含む。
- 5 退職金共済には、自社制度、林業退職金共済制度、中小企業退職金共済制度等を含むものとし、複数の制度に加入している者は1人とカウントする。

7 林業機械保有台数

機 種	台 数	機 種	台 数	機 種	台 数	機 種	台 数
チェーンソー		ト ラ ク タ		ハーベスター		ト ラ ッ ク	
刈 扱 機		集 材 機		フェラーバンチャ		測量コンパス	
動 力 枝 打 機		プロセッサ		ス キ ッ ダ			
自 走 式 搬 器		フォワーダ		スイングヤーダ			
林 内 作 業 車		タワーヤーダ		グラップル			

(注) 事業体が保有している機械の台数を記載する。

なお、上記機種以外の機種を保有している場合は、当該機種名と台数を記載する。

別表 1

従業員名簿(代表、役員を含む)

- (注) 1 調書提出時における事業体の代表者以下全員を従業員名簿に記載する。

2 役職名欄には、代表取締役等役員のほか現場代理人等についても記載する。

3 その他の職業欄には、該当項目に○印を付すこと。

(注) 1 年度は、指名を受けようとする年度を基準（当年度）とした年度とする。

2 勤務日数欄には、該当する項目の日数を記載する。

3 労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、退職金共済欄には、社会保険等の加入状況に応じて該当欄に○印を付すこと。

(注) 1 該当する項目欄に、取得番号（認定・合格・修了・登録・免許番号等）を記載する。

(注) 2 上記以外の資格を有している場合は、空欄に記載する。

(注) 1 該当する項目欄に、取得番号（認定・合格・修了・登録・免許番号等）を記載する。

(注) 2 上記以外の資格を有している場合は、空欄に記載する。

No.	氏名	特別安全及び安全教育の修了状況				
		伐木造材	刈り払い機	集材機運転	建設系掘削機械 (1t未満)	救急法

(注) 過去5ヶ年以内に修了した項目について、修了証番号を記載する。

別表2

森林整備事業実績表

(h a、万円)

事業別	事業箇所区分	前々年度		前年度	
		面 積	請負金額	面 積	請負金額
造林事業	県有林（中北・峡東・峡南・富士東部）				
	その他（民有林、国有林及びその他公有林）				
治山事業	県有林（中北・峡東・峡南・富士東部）				
	その他（民有林、国有林及びその他公有林）				
素材生産事業	県有林（中北・峡東・峡南・富士東部）				
	その他（民有林、国有林及びその他公有林）				
松くい虫防除事業	県有林（中北・峡東・峡南・富士東部）				
	その他（民有林、国有林及びその他公有林）				
測量調査等	県有林（中北・峡東・峡南・富士東部）				
	その他（民有林、国有林及びその他公有林）				
合 計					

- (注) 1 過去2カ年度の事業実績を記載する。
- 2 単位は、面積を h a、請負金額を万円とし、単位以下の数値は切り上げる。
- 3 治山事業は、保安林改良、保安林保育、治山地区事業の実績とする。
- 4 素材生産事業は、立木購入〔公売等により立木を購入して伐採搬出（自家所有林の伐採搬出による実績を含む）〕の実績及び生産請負〔請負又は受託により立木を伐採搬出〕の実績とする。
- 5 松くい虫防除事業は、請負又は受託により松くい虫被害木を伐倒駆除した実績とする。
- 6 測量調査等は、森林整備事業に附帯した請負又は受託による区域測量、測量刈払い業務、立木調査等とする。
- 7 事業箇所区分は、県有林及びその他に区分する。なお、県有林については事業実施箇所を所管する林務環境事務所名に○印を付すこと。（複数回答可）